

歩道橋ネーミングライツ・パートナー契約書（案）

堺市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が管理する歩道橋に通称名を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を乙に付与するに際し、次のとおり歩道橋ネーミングライツ・パートナー契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、ネーミングライツについて、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

2 甲は、乙から支払われる命名権料を道路の維持管理に活用するため、歩道橋ネーミングライツ事業を実施し、乙は、甲の事業目的に賛同して、命名権料を支払い、ネーミングライツの付与を受けるとする。

（ネーミングライツ）

第2条 本契約に基づき、甲が乙に付与するネーミングライツは、次の歩道橋を対象とするものとする。

対象歩道橋 正式名称	所在地
〇〇〇歩道橋	〇〇区〇〇〇町

2 乙は、事前に甲に提案し、甲に承認を得た名称（以下「本件名称」という。）を対象歩道橋の正式名称含む通称名として命名することができる。

本件名称	通称名
■■■	■■■〇〇〇歩道橋

3 乙は、第5条第1項の規定に基づき、対象歩道橋の桁面に通称名標示を設置することができる。

4 乙は、甲に対し、本件名称が他者の権利を侵害していないことを保証する。

5 甲は、通称名を無償で使用できる。乙が通称名に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合においても、同様とする。

- 6 乙は、対象歩道橋に係るネーミングライツの保有者であることを、乙の管理する媒体（ホームページ）、新聞、雑誌等出版物等で標榜することができる。
- 7 乙は、契約期間中、本件名称を変更することはできない。ただし、乙の商号変更等やむを得ない事由により甲が承認した場合は、この限りではない。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、契約日から令和11年3月31日までとする。

- 2 乙の通称名標示開始可能日は、契約日以降とする。
- 3 乙は、契約期間満了後において引き続きネーミングライツの付与を受けようとするときは、契約期間が満了する6か月前までに甲に申し出なければならない。
- 4 甲は、前項の申し出を受けたときは、5年を限度に更新することができる。

（命名権料と支払等）

第4条 本契約に基づく命名権料は、年額金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とする。ただし、令和6年度分においては金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とする。

- 2 乙は、前項に定める命名権料を、甲が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとする。なお、納付方法は、年度ごとに、本市の請求に基づき、各年度分を当該年度の4月30日（土曜、日曜の場合は、その直前の平日）までに一括して納付することを基本とする。ただし、令和6年度分の納付期限については、甲が請求を行った日から2週間以内を原則とする。
- 3 乙は、前項の納付期日までに命名権料を納付しないときは、納付期限の翌日から納付のあった日までの期間について、堺市財産規則第32条第4項に定める遅延利息の特例として附則に定める割合により計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が1,000円未満であるときは、その端数金額または当該金額を切り捨てた金額）を遅延利息として甲に納入しなければならない。
- 4 消費税及び地方消費税の税率が改正された場合は、改正後の税率により計算する。
- 5 甲は、乙が納付した命名権料を還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部または一部を還付することがある。

(通称名の標示)

- 第5条 乙は、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認及び通称名標示に必要となる各種許可を受け、歩道橋に通称名標示を設置することができる。ただし、通称名標示の設置費用は、乙の負担とする。
- 2 乙は、本契約が終了するまでに、道路法第24条の承認を受け、自らの責任と費用負担により通称名標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。ただし、更新をする場合は、この限りでない。
 - 3 乙は、通称名の標示に係る維持修繕、点検等を含む安全管理の義務を負う。また、それに要する一切の費用は、乙の負担とする。
 - 4 乙は、通称名の標示を起因とする事故等について、一切の責任を負う。
 - 5 通称名標示のデザインは別図のとおりとし、設置場所及び仕様等の詳細について乙は、道路法第24条の承認を受けるものとする。
 - 6 乙は、通称名標示の全部又は一部が汚損等で清掃等が必要と判断した場合は、甲と協議したうえで、清掃等を実施することができる。
 - 7 事故その他の事由により対象歩道橋が損傷し、通称名標示が判別不能となった場合、乙は、第1項の規定に基づき、再度通称名標示を設置することができる。
 - 8 乙が、第2条第7項ただし書により本件名称の変更を行う場合は、道路法第24条の承認を受け、自らの責任と費用負担によりこれを行うこととする。

(ネーミングライツの放棄・返戻)

- 第7条 乙は、自己の都合により第3条に定める契約期間の満了前にネーミングライツの放棄、返戻を申し入れる場合には、6か月前までに書面により甲に申し出るものとする。
- 2 乙による前項の規定による申し出がなされても、甲は、納付済みの命名権料は還付しない。
 - 3 乙による申し出がなされた時から6か月後が次年度となる場合、乙はその年度末までの命名権料を支払うこととする。
 - 4 乙は、対象歩道橋に乙が付与した通称名標示が残置している場合には、自己の費用と責任において、道路法第24条の承認を受けて除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。

(知的財産権)

- 第8条 知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲・乙協議の上、必要に応じ別途定める。
- 2 本件名称が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決するものとする。

- 3 通称名標示に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む。）を直ちに支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第9条 甲及び乙は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙が、この契約の履行に関し、第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

- 第10条 甲は乙に次のような事由があるときは、何らの催告なく本件契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なくこの契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しないとき
 - (2) 乙に、本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
 - (3) 乙に社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じたとき
 - (4) 前各号に定めるもののほか、不正行為、提出書類等の虚偽その他乙の責めに帰すべき事由により、乙がネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと甲が判断したとき
- 2 乙は、前項に該当し、本契約を解除された場合は、直ちに、道路法第24条の承認を受け、自らの責任と費用負担により通称名標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。
 - 3 甲は、災害や交通安全上の問題等で業務上緊急的にやむを得ない事由がある場合には、本件契約を解除することができるものとする。その場合、乙は、直ちに、道路法第24条の承認を受け、自らの責任と費用負担により、通称名標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第11条 乙は、本契約により生じる権利を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、合併等を原因とする承継であらかじめ甲の承認を受けたものについては、この限りではない。

(変更の届出)

第12条 乙は、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(管轄の合意)

第13条 本契約に関する訴訟の提起、申立て等は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

(疑義等に関する協議)

第14条 本契約の内容に関し、契約に定めのない事項または疑義が生じた場合については、甲・乙協議により解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇〇日

甲 住 所 堺市堺区南瓦町3番1号
名 称 堺市
代表者 堺市長 永藤 英機
登録番号

乙 住 所
名 称
代表者